広報 いまがね

発行所　今金町役場
発行人　今金町長　安部義雄
編集人　今金町教育委員会　戸沢定勝
印刷者　今金町教育委員会　内田益男

躍進今金町の建設え

祝

盛況裡に終つた記念行事

渡橋式は十月六日にきまる

◇今金橋竣功祝賀協賛行事は、今金八幡宮祭典を中心に盛りだくさんの諸行事が盛大に繰りひろげられました。
◇今回の、諸行事に際し、海上自衛隊、青函局、NHK、北海道新聞社、北海タイムス社、函館バス会社始め、町内外の関係者各位の多大な協力を賜り、併せて、地元今金町社会学級はじめ町民各位の絶大なる御協力と御支援とにより諸行事を盛大にかつ滞りなく終了させて戴きました事に衷心から御礼を申し上げます。
◇なお、今金橋渡橋式も十月六日に決定致しましたので、建設省や北海道開発局など関係者多数を迎え三夫婦による渡橋、旗行列、町内土木功労者等の表彰を併せ盛大に行われます。

安部町長談

十九、二十、二十一日と三日間に亘つて繰りひろげられました、今金橋竣功祝賀協賛行事も、祭典最終日夜の、圧巻けんらんたる花火大会を以つて、盛会裡に終了致しました事は、皆様と共に喜びに堪えない次第であります。

開催第一日は折悪しく終日の雨で、はるばる来町された、大湊海上自衛隊音楽隊の街頭行進も中止のやむなきに至り、又、NHKその他の御協力による「民謡御期待に反した事を残念に思つて居ります。

しかし第二日からは、絶好の快晴に恵まれ、しかも多彩な催しのため、町内はもとより、隣接町村からも多数来られ遂に、開町以来最高の人出を見ました事は誠に欣快に堪えない次第であります。

しかも、最後を飾りました北海道新聞社提供の花火大会に、今金町にとりましては勿論でありますが、道南町村としては初めての催しであり、そのけんらん華麗な雰囲気は正に圧巻と言うべく、万余の観衆を感激させた次第で、実に今回の行事の最後を飾るにふさわしいものであつたと確信して居ります。

今回の協賛行事に際しましては、海上自衛隊、青函局、NHK、北海道新聞社、函館バス、並に町内外の工事請負業者各位より多大の御協力を賜り、併せて地元今金婦人学級の皆様等より絶大な御協力と御支援を賜り、今回の諸行事を盛大に滞りなく終了させていただいた事に対しまして心から御礼申上げる次第であります。

今金橋渡橋式も十月六日と決定しましたので目下準備を進めて居りますが盛儀な装いをこらして、皆様の橋として、町民の誇りとして、その姿をお見せする日の感激を想いつつ、取敢えず町民の皆様はじめ、今回の協賛行事に御協力下さいました各位に厚く御礼申し上げる次第であります。

悪く予定コースの変更などありまして、これ又皆様の御期待に反した事を残念に思つて居ります。

しかし第二日からは、絶好の快晴に恵まれ、しかも多彩な催しのため、町内はもとより、隣接町村からも多数来られ遂に、開町以来最高の人出を見ました事は誠に欣快に堪えない次第であります。

しかも、最後を飾りました北海道新聞社提供の花火大会に、今金町にとりましては勿論でありますが、道南町村としては初めての催しであり、そのけんらん華麗な雰囲気は正に圧巻と言うべく、万余の観衆を感激させた次第で、実に今回の行事の最後を飾るにふさわしいものであつたと確信して居ります。

今回の協賛行事に際しましては、海上自衛隊、青函局、NHK、北海道新聞社、函館バス、並に町内外の工事請負業者各位より多大の御協力を賜り、併せて地元今金婦人学級の皆様等より絶大な御協力と御支援を賜り、今回の諸行事を盛大に滞りなく終了させていただいた事に対しまして心から御礼申上げる次第であります。

今金橋渡橋式も十月六日と決定しましたので目下準備を進めて居りますが盛儀な装いをこらして、皆様の橋として、町民の誇りとして、その姿をお見せする日の感激を想いつつ、取敢えず町民の皆様はじめ、今回の協賛行事に御協力下さいました各位に厚く御礼申し上げる次第であります。

十月の納税

固定資産税　第三期
納期限　十月三十一日

新しい道路交通法

新しい道路交通法が十一月一日から実施されます。

この法律は、車を運転する人ばかりでなく、すべての国民が生活上の基本ルールを守らなければならない大切なことがらをきめております。

改正された、主な点は次のようなものです。

①歩行者保護の徹底……
歩行者が横断歩道を通行しているときは、車は必ず一時止るか徐行して保護しなければならない。この反面歩行者の正しい横断も義務づけられました。

②通学児童、幼児の保護……
小学校、幼稚園に通う児童が交通ひんぱんな場所を通ろうとするとき、その場所に居合せた人は誰でも互に歩くことが出来るよう保護しなければならない。

③路上遊びの禁止……
児童、幼児を道路ばかりでなく、踏切りやその附近で遊ばせては、ならないことになりました。

10月1日～31日　••••赤い羽根••••

共同募金運動

※たすけあいの心を倍にしてみんなで作ろう明るい社会

今金町共同募金委員会

拠出制国民年金

十月一日から受付が始まります

私たちは誰れしも元気で働らいて、不安のない楽しい生活を送ることを願がはないものはありません。しかし現実の社会では私たちのそういった願いとは裏腹に好むと、好まざるとにかかわらず、苦しいそして貧しい生活をしなければならない人たちがおり、また現在、欠乏のない恵まれた生活をしている人でも、将来もそのような幸福な生活を続けられるとは限りません。

このように私たちの生活を苦しいものに追いやる欠乏となる原因はいろいろあるでしょうが、病気や、失業、老令、廃疾、生計中心者の死亡等がその代表的なものです。

それで私たちは各自でこれらの貧困を防ぐことに努力しておりますが、貧困に対し〝個人の力ではどうにもならない場合もある〟という事実を見逃すわけにはまいりません。従つて皆んなで力を合せて、または国の力で貧困を防ごうとすることが当然起つてきます。

このように、国や国民が共同で行なう貧困に対する施策が、社会保険制度なのです。前に述べた貧困の原因のうち、病気や、失業については、健康保険や、国民健康保険、失業保険が実施されたことによつて、大きな貧困を防ぐことができるようになりました。すなわち、これらの保険に加入することによつて、安んじて治療や、失業中の保障が受けられるからです。

一、国民年金制度の目的

しかし老令、廃疾、生計中心者の死亡等については問題は簡単ではありません。現在これらの原因による貧困の救済方法は、国や道が直接行なう生活保護があります。しかし生活保護は国民が納めた税金からその費用が出されているため、支給金額や、支給対象者については、当然きびしい制限がなされており、また老令、廃疾といつた原因の多くは固定化し、永続するものですから更生を主眼とする生活保護では充分その目的を遂成することができません。したがつて生活保護以外の又は、生活保護を受ける前の状態の時の救済方法が是非必要となつてくるのです。現在このような場合のための救済の方法はないわけでもありませんが、老令、退職、生計中心者の死亡に対する厚生年金と共済組合の制度がそれなのです。この制度は会社とか公務員とか勤めている人たちだけがこの保障を受けるのです。しかし会社や官庁に勤めている人だけでなく私たちは誰れでも安心して働らける生活を望んでいるのですから農業や商店を営んでいる人たちやこれらの職業に従事している人たちにも、老令、廃疾、生計中心者の死亡等による貧困を防ぐための制度がなくてはなりません。

このため昨年国民年金法が公布されて、わが国の社会保障制度の画期的事業といわれる国民年金制度が発足したわけです。すなわち国民年金制度は私たちが老令、廃疾又は死亡といつた事故によつて窮迫した生活においこまれることを国民が連帯して防止しようとして生れたものです。

二国民年金制度のしくみ

この制度には加入者が掛金（保険料）をかけていく拠出制年金と、加入者からの掛金をとらず一般国民からの税金を財源とする無拠出制年金とがありますが、掛金をかける拠出制度の年金が、この制度の中心で、無拠出制年金（福祉年金）は拠出制の年金が始まるまでのつなぎとして、又拠出制年金制度が始まつてからもそれを補うものとして設けられたものです。

この国民年金制度が拠出制を中心としたのは前にも述べたように日本国民共同で防止するという考え方が基本となつているからです。ことに老令のように誰れでもいつかは到達しなければならない事態に対しては、仿らける中にみづから貯えをして出来るだけの備えをするというのが私たちの生活態度として当然のことではないでしょうか。

もしこの制度が無拠出制のみとした場合それに要する財源の問題があります。わが国の老令人口の増加は著しいものがあります。現在では若い人二人で老人一人を支えている割合は若人七人に対し老人一人ですが、五十年後の昭和八十五年頃は、若い人二・五人に対し、老人一人ということになります。そうしますと無拠出制度の年金は現在約三百億円のお金が必要でも昭和七十五年度には、二千四百億円となり、財政的には無理だと考えなくてはならないのです。

また国民年金制度は年金給付の額をはじめとして、制度そのものに安定性と確実性が要求されますので、無拠出制のみとしますと、貨幣価値の変動のときの財政事情の影響をまともに受け、突発的な財政需要のため年金の額も急に引き下げられたりまた、生活程度の向上に伴い当然行なわれるべき給付内容の改善が抑えられたりします。これは社会保障制度としての国民年金の意味がなくなり、この制度の発展が妨げられることになります。このような理由によつて拠出制が中心となるようにして国民年金制度が組み立てられているのですが現在すでに老令になつている人や拠出制度に加入出来ない人たちのために、無拠出制年金が昨年十一月より支給されていることは皆様御承知のとおりです。

1 拠出制に加入する人たち（被保険者）

拠出制年金は社会保険のシステムをとつておりますすなわち、法の一定要件に該当する人は一人残らず、この制度に加入しなければなりませんし、保険料も納めていかなければなりません。しかし老令になつたり不幸にして身体に障害を受けた場合には年金の給付が行なわれます。

このように拠出制に加入し保険料を納付する人たちを被保険者といい、法律にもづいて必ず加入しなければならない人と、希望すれば加入できる人たちに分けられます。

(一)必ず加入しなければならない人たち（強制適用被保険者）

わが国に住所を有する二十才以上六十才までの日本国民は、原則として全て、この制度に加入しなければならないのですがこの制度の目的のひとつは、いづれの年令制度によつても保障されていない人たちに年金による保護を行なおうというところにあるのですから次の制度に加入している人たちは、この国民年令制度の適用（加入）から除かれます。

イ 被用者年金各法の被保険者又は組合員

被用者年金各法とは

A 厚生年金保険法

B 船員保険法

C 恩給法

D 国家公務員共済組合法

E 地方公務員の退職に関する条例

F 市町村職員共済組合法

G 私立学校教職員共済組合法

H 公共企業体職員共済組合法

I 農林漁業団体職員共済組合法

J 国会議員互助年金法

等です

ロ 被用者年金各法に基く老令、退職、障害年金の受給権者

ハ 被用者年金各法に基く老令、退職年金の受給資格期間を満しているもの

ニ 被用者年金各法に基く遺族年金の受給権者

ホ 戦傷病者、戦没者遺族等援護法に基づく年金を受けているもの

へ 右のイからホまでに該当するものの配偶者

ト 大学、高校（定時制は除く）の学生、生徒

（続く）



拠出制年金の手続きは市町村役場で

右に該当する人たち以外は必ず加入しなければなりませんが、特に昭和三十六年四月一日現在で満五十才をこえる人（明治四十四年三月三十一日以前に生れた人）はこの制度に加入できません。

(二)希望すると加入出来る人たち（任意加入保険者）

イ被用者年金各法の適用を受けている人たちの配偶者

ロ前に述べた(一)のニ、ホ、ヘ、ト、に該当する人たち

前に述べた明治三十九年四月一日から明治四十四年三月三十一日までの間に生れた人たちの任意に加入する申込みは昭和三十六年三月三十一日限りですから、加入を希望する人は早めに申込して下さい。

この届出又は申込が済みますと追って国民年金手帳が交付されます。この手帳は、保険料の納付のために必要なものですから大切に保管して下さい。

四、保険料とその納付

1保険料の額

保険料は年金給付に要する費用にあてるため被保険者から次のような金額を納付してもらうことになっています。

二十才から三十四才まで　月額百円

三十五才から五十九才まで　月額百五十円

2保険料の納付義務者

被保険者、被保険者の配偶者、世帯主等が連帯して納付する義務がありますから、被保険者が納付出来ない場合は被保険者の配偶者、又は世帯主が納付しなければなりません。

3納付方法

保険料は国が発行する国民年金印紙によって納付することになります。被保険者は町役場（又は郵便局）等で売られる国民年金印紙を購入し、これを国民年金手帳にはりつけて町役場又は社会保険出張所にてその検認を受けることになっています。ここで注意しなければならないのは、印紙を国民年金手帳にはつても、検認を受けなければ保険料が納付されたことになりませんから、はりつけたら必ず検認を受けて下さい。

4納期限

保険料は原則として、三ケ月分づつ納付することになっています。すなわち、一月から三月までの分は四月末日までに、四月から六月までの分は七月末日までに、七月から九月までの分は十月末日までに、十月から十二月までの分は翌年の一月末日までとなっております。又毎月でもよろしいのです。この外四月分から翌年三月分までを、翌年の四月末日までに納めてもよろしいのです。

5保険料の滞納した場合の徴収

保険料を滞納し、翌年四月末日を過ぎますと印紙でなく現金で納付しなければなりません。また督促状が出されても納付されない場合は、延滞金が徴収される外、強制納者は国税徴収法により滞納処分を受けることになります。

6保険料の前納

保険料は年単位で何年分とか又は、全被保険者期間の分でも前納出来ます。この場合前納期間によって保険料が割引されます。

7保険料の免除

この年金制度は二十才から六十才までの人は、全て被保険者として等しく保険料を納めなければなりませんが、しかし被保険者の中には、失業者無業者といった所得がなく保険料が納められない人もあり、又今は納められても将来ある時期には納められない場合もあります。そこで国民年金制度ではこれらの納められない人たちを適用からはずすことなく被保険者の資格はそのままで保険料の免除という方法で、このような人たちも年金の給付が受けられる仕組みになっております。

この免除を受ける場合は二つあって

①法律に定めている事情に該当する場合（法定免除）

法定免除は

(一)国民年金の障害年金又は母子福祉年金の受給権者

(二)生活扶助を受けているとき

(三)その他厚生省令で定められた施設に収容されているとき等です。

(四)納めることのできない事情を申請して免除を受ける場合（申請免除）申請免除とは

(一)所得がないとき

(二)生活扶助以外の扶助を受けているとき

(三)地方税法で定めている障害者又は寡婦で年間所得が十三万円以下のもの

(四)その他保険料を納めることが著しくこん難であるとき

等の場合被保険者は道知事に申請して免除を受けることができます。

8保険料の追納

保険料の免除を受けた人が保険料を納めることが出来るようになったとき免除を受けていた期間の分の保険料を後から追納することができます。

五、半額は国庫負担

被出制の国民年金は国もその給付にあてるため、その費用の一部を負担することになっており、この負担する額は納められた保険料の総額の二分の一です。すなわち私たちが百円納めますと、国が五十円負担し、合せて百五十円として積立てておき将来の年金を支払うためのものとします。

このように国が大きな負担をする年金制度は、国民年金以外ありません。したがって有利な制度であるといえます。

六、年金の給付

一定期間保険料を納めますと、納めた期日に応じて老令、障害、母子、遺児、寡婦の何れかの年金が受けられます。

①老令年金

い年令―六十五才から

ろ保険料納付期間―原則として二十五年以上は年金の額

保険料納付期間	年金額
25年以上26年未満	24.000円
26〃以上27〃未満	25.200円
27〃以上28〃未満	26.400円
28〃以上29〃未満	27.600円
29〃以上30〃未満	28.800円
30〃以上31〃未満	30.000円
31〃以上32〃未満	31.200円
32〃以上33〃未満	32.400円
33〃以上34〃未満	33.600円
34〃以上35〃未満	34.800円
35〃以上36〃未満	36.000円
36〃以上37〃未満	37.200円
37〃以上38〃未満	38.400円
38〃以上39〃未満	39.600円
39〃以上40〃未満	40.800円
40〃	42.000円

例外として保険料を十年納めて、免除期間を合せて、二十五年以上になっていれば次のように支給されます。

保険料納付済期間	年金額
10年以上11年未満	12.000円
11〃以上12〃未満	12.600円
12〃以上13〃未満	13.200円
13〃以上14〃未満	13.800円
14〃以上15〃未満	14.400円
15〃以上16〃未満	15.000円
16〃以上17〃未満	15.600円
17〃以上18〃未満	16.200円
18〃以上19〃未満	16.800円
19〃以上20〃未満	17.400円
20〃以上21〃未満	18.000円
21〃以上22〃未満	19.100円
22〃以上23〃未満	20.400円
23〃以上24〃未満	21.600円
24〃以上25〃未満	22.800円

②障害年金

い資格―身体の疾害が固定したときに、その状況が片手、片足を失った程度以上の障害であること

四面へ続く

前納保険料の割引額（例）

前納の特例	前納期間	前納額 ㋺	割引額 ㋑−㋺
		㋑ 前納しないとすれば前納しなければならない額	
		円	円
20歳	1年	1.200	1.170	30
	5年	6.000	5.280	720
	10年	12.000	9.310	2.690
	40年（完納）	63.000	23.540	39.460
30歳	1年	1.200	1.170	30
	5年	6.000	5.280	720
	10年	15.000	11.330	3.670
	30年（完納）	51.000	24.300	26.700
40歳	1年	1.800	1.760	40
	5年	9.000	7.910	1.090
	10年	18.000	13.970	4.030
	20年（完納）	36.000	22.150	13.850
50歳	1年	1.800	1.760	40
	5年	9.000	7.910	1.090
	10年（完納）	18.000	13.970	4.030

ろ保険料納付期間―障害者になる前の三ケ年引続き被保険者であり、その期間全部を納めていること。（うち免除期間一年六ケ月まで可）

は年金の額

保険料納付期間	年金額
26未満	24.000円
26年以上27年未満	25.200円
27年以上28年未満	26.400円
28年以上29年未満	27.600円
29年以上30年未満	28.800円
30年以上31年未満	30.000円
31年以上32年未満	31.200円
32年以上33年未満	32.400円
33年以上34年未満	33.600円
34年以上35年未満	34.800円
35年以上36年未満	36.000円
36年以上37年未満	37.200円
37年以上38年未満	38.400円
38年以上39年未満	39.600円
39年以上40年未満	40.800円
40年	42.000円

3母子年金

い資格―妻と子を養っている夫が死亡し、その夫が死んだとき妻が被保険者であり、十八才未満の子と生計を同じくしていること。

ろ保険料納付期間―母子世帯になるまえに、引続き三年間被保険者であり、その期間全部保険料を納めていること（うち免除期間一年六ケ月まで可）

は年金の額

保険料納付済期間	年金額
30年未満	19.200円
30年以上31年未満	19.800円
31年以上32年未満	20.400円
32年以上33年未満	21.600円
33年以上34年未満	21.600円
34年以上35年未満	22.200円
35年以上36年未満	22.800円
36年以上37年未満	23.400円
37年以上38年未満	24.000円
38年以上39年未満	24.600円
39年以上40年未満	25.200円
40年	25.800円

十八才未満の子が二人以上あるときはこの額に、二人目から一人につき、四千八百円加算する。

4遺児年金

い資格―被保険者であった親が次の条件に該当していて死亡した場合、その者が養っていた子が十八才未満であるとき。（但し、両親との死亡の場合に限る。）

A死亡日において被保険者であったものについては、障害年金の支給要件である保険料納付期間だけ納付した者。

B死亡日において被保険者でなかった者については、老令年金の支給要件である保険料納付期間だけ納付したもの。

ろ年金の額

月係る前の間おける者日期に	年金額
30年未満	7.200円
30年以上31年未満	7.500円
31年以上32年未満	7.800円
32年以上33年未満	8.100円
33年以上34年未満	8.400円
34年以上35年未満	8.700円
35年以上36年未満	9.000円
36年以上37年未満	9.300円
37年以上38年未満	9.600円
38年以上39年未満	9.900円
39年以上40年未満	10.200円
40年	10.500円

する被保険者の付日の被保険者期間の納亡で死亡保険

5寡婦年金

い資格―夫が老令年金を受けられる要件を充しているが六十五才未満で死亡した場合、夫によって生計を維持し、かつ十年以上婚姻を継続していた六十才以上の妻

ろ年金の額―死んだ夫の受けることのできた年金額の二分の一。

は給付期間―六十才から六十五才まで。

老後にも事故にも備えて　まず年金

国勢調査にご協力ください

十月一日は、全国一せいに国勢調査が行なわれる日です。国勢調査員がみなさんのお宅え直接おうかがいして調査にご協力を、おねがいすることになっています。

調査する事項は、世帯員の構成内容、出生年月日、一年前の常住地、教育の程度、配偶関係、結婚年数、既婚婦人の出産児数などのほか、就業状態、就業先の内容、住宅の状況等、約二十項目です。この中には、個人の生活の内容にまで一部立ち入るような質問もあって、この点一般の方の十分な協力がどうしても必要なのです。

ただし、調査された各申告義務者個人に関する事項は、統計法の規定によって統計以外のことには、絶対利用できないことになっております。

前回は昭和二十五年に大規模調査以来五年目毎に簡易調査とともに、この十年間における日本の国勢の消長を正しく測定して、あすの明るい郷土建設に役立つよりよい指針を生み出すことになります。

十月一日には、国勢調査一、町民一人当り額　四拾九円七拾六銭がとどこおりなく進められるよう町内のみなさまの積極的なご協力を、お願いいたします。



道東津波災害義援金の集計について

昭和三十五年五月二十三日発生の、チリ地震のため太平洋岸に面した日本各地に大津波に見舞われ、その被害は想像を上回り、北海道東の襟多布、厚岸、浜中は全村大津波により全滅同様となりました。

この被害地の currency に何がしかの役立たればと日赤北海道支部を中心に今金町に於ても募金を行いました処、左記に御協力戴きましたのでお知らせ致します。

一、募金額

六万二千三百四拾七円